

登下校について

(1) 登下校全般について

- ・体調不良や家事都合等で遅刻や欠席する場合は、「スクリレ」で学校へ連絡をお願いします。また、登校班長にも「今日休みます」などお声がけください。(入学式にスクリレの資料を配付します)
- ・予めご自宅を留守にすることが分かっている場合、学校からの連絡がとれるようにしておいてください。(登校後に具合が悪くなるなど、緊急連絡が必要な場合があります。)
- ・入学式後、担任から渡される「児童家庭票」には、必ず連絡がつく緊急連絡先と電話番号をしっかりとご記入ください。

(2) 登校

① 通学路

- ・決められた通学路を通って毎日登校（下校）します。

② 登校時間

- ・8時頃までに学校に着くようにします。学校到着が早すぎることのないようにしてください。

③ 集団登校

- ・各地区の通学班組織により集団登校します。

担当子ども会	地区	班（前年度）
富士見台	<ul style="list-style-type: none">・根岸1丁目・根岸4丁目（4,5,6,16番地を除く）・浦和区神明2丁目（下記以外）・南区神明2丁目	<ul style="list-style-type: none">1組 1～42組 1～43組 1～24組 1～35組 1～26組 1～27組 1～2
根岸東部	<ul style="list-style-type: none">・根岸2丁目・根岸3丁目・根岸4丁目（4,5,6,16番地）	1～23
根岸西部	<ul style="list-style-type: none">・根岸5丁目	1～25
白幡	<ul style="list-style-type: none">・白幡上の台（白幡1丁目）・白幡下の台（白幡3丁目）・浦和区神明2丁目（5,6,14,15,16,23,24番地）	<ul style="list-style-type: none">1～51～121～4

④ 備考

- ・担当子ども会が班を編成するため「通学班編成用カード（黄色い紙）」「下校コース編成用カード（ピンクの紙）」を必ずご記入ください。
(本校にご兄弟が在籍している場合でも必ず、ご記入をお願いします。)
- ・通学班での登校を希望しない場合、保護者の責任となります。
- ・通学班が決まりましたら、春休み中までに各地区の担当者等がお子さんの所属班を伝えることになります。お電話または直接家に伺う場合がありますので、ご承知おきください。
- ・ご入学までに、住所の変更等があった場合は、速やかに学校までご連絡をお願いします。

⑤ その他

- ・通学班は、交通安全の基本を身に付け、安全に気を付けて登下校できるようにすることが目的です。
- ・通行、横断の仕方、信号の見方を身に付けておくよう、ご家庭でもご指導をお願いします。
- ・自分の氏名、保護者の名前、（できれば電話番号、住所）を覚えて一人で言えるようにしてください。
- ・見知らぬ人の誘いにのらないよう、もしもの時は大声で助けを求める等の対応についてご家庭でも話をしてください。学区内には、多くの「子どもひなん所110番の家」を設けてありますので、お子さんの通学路のどこにあるのか確認をお願いします。

(3) 下校

①集団下校コース

- ・下校は色コース別の集団下校です。なお、4月下旬までは担任が方向別に送っていきます。
- ・お子さんがどの道を通り、どちらの方向へ帰るのかが分かるように、地図を見てご確認ください。

下校コース	ピンク	根岸1・2丁目
	青	根岸3丁目
	緑	根岸4丁目(下記以外: 武藏野線線路以南)
	紫色	根岸5丁目
	黄色	南区神明2丁目 浦和区神明2丁目(1~13番地) 根岸4丁目(10, 11, 12, 19番地: 武藏野線線路以北)
	赤	白幡
		浦和区神明2丁目(上記以外)
学童下校コース	・濃いピンク	南浦和放課後児童クラブ
	・白	学童保育 南子どもの家
	・オレンジ	キッズスクール8
	・水色	学童保育 ひこうき雲
	・黄緑	わくわく子どもの家
	・チェック	その他 (kidsDuo・ワイズ・アウラ・オレンジプラネット等)
	学童に通う児童は、本来の <u>下校コースのリボン</u> および <u>学童のリボン</u> の二つ着用します	

※担任の下校の引率は、昇降口から解散場所までとなります。解散場所は地図をご参照ください。

★下校コースと通う学童が決まり次第、

右記の QR コードにご回答お願いします。

(※こちらは、3月31日までにご回答ください。

学童に行かないお子さんもご回答をよろしくお願いします。)

令和8年度 新1年生の下校について



※詳細については、入学後に配付する日程表(学年だより)をご覧ください。

②下校時刻

下校のおよその時刻は、以下の通りの予定です。(5月末までは4時間です。)

・給食開始前 午前10時30分~11時ごろ

・給食開始後 4時間授業: 午後1時45分ごろ

5時間授業: 午後2時35分~2時50分ごろ



【下校コースリボンのつけ方 (例)】



交通安全指導について

- ・交通ルール遵守につきましては、ぜひ保護者がよい手本をお示しください。
 - ・下校後の生活については、学校でも指導しますが、各ご家庭で責任をもって指導をお願いします。特に交通安全に、気を付けさせてください。
 - ・学校では、交通安全教室や自転車運転免許教室を予定しております。4年生の自転車運転免許教室までは、自転車は保護者と一緒に乗ることになっていますので、保護者の指導と監督のもとに行ってください。
- ※小学生の飛び出しと、自転車、キックボード等による交通事故が増えています。くれぐれも交通事故に遭わないように、ご家庭でもご指導ください。

不審者による犯罪被害防止について

（1）外出時

- ①下校時刻を守り、明るいうちに（夏季：午後4時半　冬季：午後4時）帰宅するようご指導ください。
- ②帰宅後にお子さんが外出の際は、行き先、帰宅時刻を家の人に告げ、許可を得てから外出するようご指導ください。また、日頃からお子さんとの会話を多くし、行動を十分把握してください。
- ③実際の場面を想定し、「大声をあげて助けを求める、防犯ホイッスルを強く吹く、全力で走り逃げる、『子どもひなん所110番の家』や付近の家に駆け込む」等で危険を回避するようお話し下さい。

（2）不審者

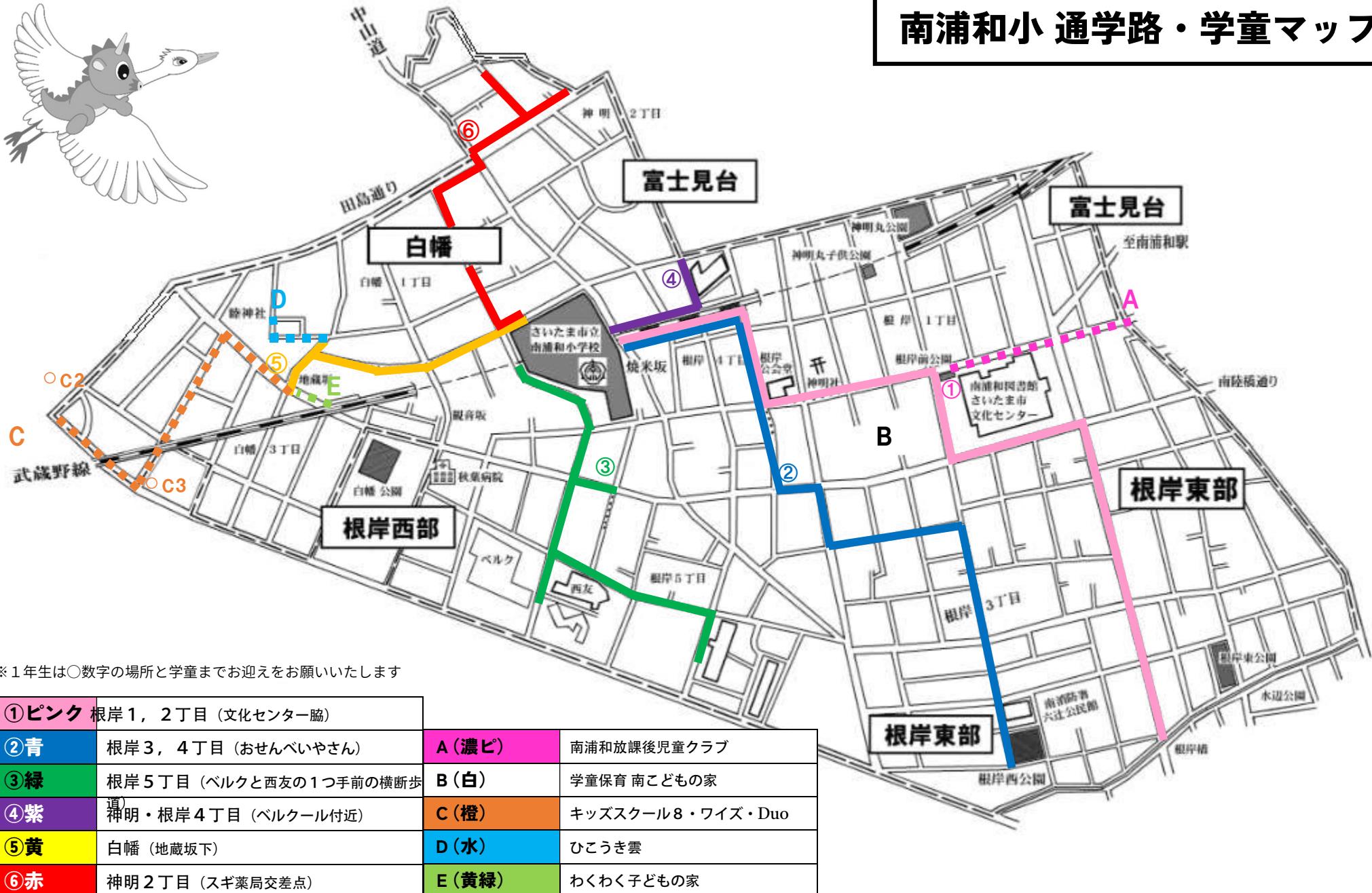
- ①集団で遊んでいても、一人を狙ってくる場合があるので、知らない人の手の届く範囲には近寄らない、近づいてきたら離れるようご指導ください。
- ②危険を感じたら、大声を出したり防犯ホイッスルを強く吹いたりして周りの人に知らせるように、ご家庭で実際に取り組んでみるのもよいと思います。
- ③万一、**不審者に出遭った場合は、すぐに110番通報**をお願いします。その後、学校にもご連絡ください。
- ④不審者情報が入った場合、学校では確認の上、学校安心メールを配信することができます。また、必要に応じてお手紙等で、保護者や地域の皆様に連絡します。学校でも児童にくり返し指導してまいりますが、ご家庭でも十分注意するよう引き続き、ご指導をよろしくお願いします。

（3）不審電話

- ①**学校や教育委員会が、お子さんの家庭の電話番号等の個人情報を電話で聞き出すことはありません。**いかなる問い合わせにも「学校に問い合わせてください」とお答えください。
- ※上記のことは、お子さんばかりでなく、保護者や兄弟、祖父母等の電話に対応する可能性がある方、全員に周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。



南浦和小 通学路・学童マップ



学校保健について

(1) 入学前までに

① 病気の治療を済ませましょう。

就学時健康診断の時、治療の指示を受けた病気は、早めに治療を済ませておいてください。

(むし歯の治療、眼科、耳鼻科、内科の疾病等)

■ 基本的な生活習慣をしっかり身につけましょう。(睡眠、食事、排便、歯みがき、手洗い、うがい、爪切り、姿勢等)

(2) 入学後は

① ご家庭での朝の健康観察のお願い

登校前にお子様の顔色や表情、食欲や排便の有無などをよく見ていただき、いつもと様子が違う場合や、体温が高い場合は無理をせずご家庭で休ませてください。

■ 学校で具合が悪くなったとき

■ 軽い時は、保健室で休養させたり、教室で様子を見たりしながら過ごさせます。

■ 熱が高い時や、保健室で休養しても回復しない場合（保健室での休養は原則1時間）は、ご家庭に連絡してお迎えに来ていただきます。緊急連絡先には、すぐに連絡がつくところをご記入ください。

■ 保健室で内服薬を与えることはできません。

■ 学校で流行しやすい感染症

■ 感染症にかかったら、重症にならないよう、また他の児童にうつらないように医師の診断および指導により学校を休んでいただきます。この場合は、「出席停止」となり、欠席の扱いにはなりません。医療機関で医師に感染症であると診断されましたら、速やかに学校へ報告してください。

■ 全ての感染症に関して、医師から登校の許可が出るまでお休みをさせてください。

学校で予防すべき感染症と出席停止の基準（抜粋）

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頬下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
麻しん（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全て発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（ブル熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）	感染のおそれがないと医師が診断するまで (主治医または校医の指示に従う)
新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した翌日から1日を経過するまで

④ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

内 科	山口 賢二 國崎 正造	山口クリニック 川田クリニック	南区南浦和2-44-9榎本第3ビル2F 南区南本町2-22-2
耳鼻科	高松 一郎	たかまつ耳鼻咽喉科	南区沼影1-10-1ラムザタワー2F
眼 科	若山久仁子	若山医院 眼科耳鼻咽喉科	浦和区仲町1-1-6
歯 科	黒木 豪 黒崎 俊一	くろき矯正歯科 くろさき歯科	南区別所2-6-11-2 南区南浦和2-38-1 北原ビル4F
薬剤師	秋本 圭子	青葉薬局	南区辻4-7-3

⑤ けがをしたとき

- ・学校での軽いけがは応急手当てをします。その後の手当てや学校以外でのけがの手当ては、ご家庭でお願いします。学校では、病院のように同じけがに対して継続的な手当てはできません。
- ・医療機関を受診する必要があるけがの場合は、ご家庭に連絡し医療機関に連絡をとります。

⑥ 日本スポーツ振興センターについて

- ・学校管理下で、けが等をして病院を受診した場合に、給付が受けられる制度です。
- ・医療機関で窓口負担が1,500円以上の場合に対象になります。また、給付額については、保険診療で負担した3割に見舞い金として1割が加算され、4割が後日支給されます。手手続きの書類は学校にありますのでご連絡ください。

＜資料1＞

※さいたま市では、子育て支援医療費助成制度がありますが、「学校管理下の災害」につきましては、市内すべての児童生徒は、原則としてスポーツ振興センター災害共済制度を利用させていただきます。「子育て支援医療費助成制度」と「スポーツ振興センター災害共済制度」は、重複して給付を受けることができません。

⑦ さいたま市学校災害救済給付金制度について

＜資料2＞

日本スポーツ振興センターの給付制度を補うためのさいたま市独自の制度です。

(3) その他

① 学校生活管理指導表について

お子様が、心臓病、川崎病、腎臓病など経過観察を必要とする持病をお持ちの場合、入学までに主治医の診察を受け、「**学校生活管理指導表**」を早めに学校まで提出してください。用紙が必要な場合は学校までお申し出ください。

② アレルギー疾患について

食物アレルギー・アナフィラキシーのアレルギー疾患をお持ちのお子様で、日常生活において学校で特別な配慮や管理が必要な場合は、「**アレルギー疾患管理指導表**」を医師に記入していただく必要があります。学校に用紙がありますのでお申し出ください。

＜資料3＞

<資料1>

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、スポ振における学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（例：授業中、運動会、遠足、修学旅行）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合（例：部活動、林間学校）
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合（例：始業前、業間休み、昼休み）
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合（例：登校中、下校中）
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合
(例：①又は②が学校以外の場所に集合、又は解散するときは、合理的な経路及び方法による往復)

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

- | | |
|---------|---|
| ① 医療費 | 初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。
医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。
(例) 医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給
ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。 |
| ② 障害見舞金 | 障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円） |
| ③ 死亡見舞金 | 3,000万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円) |

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和8年度予定掛金

保護者等負担額 460 円

教育委員会負担額 460 円

合計 920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間請求が行われないとときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0 歳から 18 歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重にお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における 10 割分）が 5,000 円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度も利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、市役所の子育て支援課から納付書が届きますので、納付書に記載された金融機関で返金手続きが必要となります。

<資料2>

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあつた

場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類	該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。 1,000,000 円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。 第1級 1,800,000 円 ～第7級 150,000 円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。 (注1) 1本 30,000 円 2本 50,000 円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。 100,000 円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金	児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。(注2)	健康保険法の療養に要する費用の10分の4の額
学校災害被災障害者修学助成金	児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000 円 大学等 年額 120,000 円

(注1)障害見舞金に該当する場合は除きます。

(注2)医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が10年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後7年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。(初診日より10年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。)

- ※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。
- ※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。